

2020年11月20日

三田市長 森 哲男 様

兵庫県地域人権運動連合 議長 前田
丹有地域人権運動連合会 会長 西本
同三田市支部長 村上

(連絡先: [REDACTED])
三田市あかし台1丁目 [REDACTED])

憲法の原則通りの市民施策の充実と 「同和行政」の完全終結を求める要求書

三田市が抱えるさまざまな課題に対してのご尽力に敬意を表します。

さて、丹有地域人権運動連合会（丹有人権連）は、地域に生起する様々な人権問題の解決と住民の切実な要求実現のため、地域人権運動を進めています。部落問題解決への障害となる課題の克服もその一環として取り組んでいます。

今日、菅政権が9月16日に発足し、その記者会見において社会像として「自助・共助・公助」を公言しました。それは、全くの逆さまの発言で、憲法の人権概念は、「公助」を公権力（国や自治体等）の責務としており、憲法の人権規定を蔑ろするものです。

三田市が、この悪政の防波堤になり、市民の生活と福祉の向上、人権保障の施策を実行することが求められています。

下記の項目について要求書を提出しますので、12月下旬までに文書での回答、及び、懇談の場を設定されるよう要請致します。

記

- (1) 2017年国連で採択された「核兵器禁止条約」の批准が50カ国になり、来年1月22日に発効します。日本は唯一の被爆国でありながら、世界の趨勢に逆行する態度を表明しています。三田市は、「非核平和都市宣言」だけでなく、「核兵器禁止条約」の批准を早期に行うように国に要請すること。

また、戦争は人権破壊の最たるものです。違憲立法である「安保法制」（戦争法）の廃止と戦争放棄を謳った憲法9条の遵守を国に表明・要請すること。

2019年11月17日に結成された憲法を守る「全国首長9条の会」加入を検討されたい。

昨年度の回答では「今後の国会審議等を十分に検討」とされましたが、検討結果を明らかにすること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、憲法の人権概念に基づき、市民の命と健康を守り、生活・生業を保障し、その向上に資する施策を実施すること。
- ①特に新型コロナウイルス感染症により、三田市が進める「三田市民病院改革プラン」や「済生会との連携協議」（急性期医療の拠点病院づくり）は誤りであること明確になりました。市民団体が要請している、「市民の生命と身体を守る大切な三田市民病院を公立の総合病院として存続させ、さらなる充実に努めること」について真摯に協議する場を設定すること。また、保健所の設置を県に要請すること。
- ②特に、すべての子ども達に行き届いた教育を保障するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにも、少人数学級実現のためにも中学校の統廃合を中止すること。
- ③特に、「子育てするならさんだ」と宣伝しておいて、その一環の「子どもの医療費無料化」施策を一部中止したことは、市民に責任ある行政でない。元に戻すこと。
- 昨年度の回答では、「急激な財政難」等も一部中止の理由にあげられましたが、副

市長の2人制等市民の意見を聞かずに、導入されています。三田市の事業の見直しをして、財政確保をすべきです。他都市も同様に実施しています。

- (3) 去る6月に実施された「三田市人権と共生社会に関する意識調査」(以下「意識調査」)において、具体的な人権課題として8分野(「部落差別」「障害のある人の人権」「外国籍の人の人権」「子どもの人権」「女性の人権」「高齢者の人権」「性的指向・性的不適合に関する人権」「犯罪被害者の方やその家族に関する人権」)しかあげられていません。これは、憲法で保障された基本的人権を無視するものです。そのため、三田市が、新型コロナウイルス感染症による学校の一斉休校に伴い市給食センター臨時職員の働く者の権利と生活を侵害する人権侵害を起こした経緯を踏まえ、「三田市人権施策基本方針」を見直すとともに、「人権問題」とは何かを明らかにすること。

- ① 昨年度のインターネット・モニタリングの結果と「書き込み」に対する三田市の対応や指導の具体的な内容と結果を明らかにすること。
- ② 昨年度の「総合相談窓口」での相談結果を明らかにすること。
- ③ 「意識調査」の「結果速報値」では、三田市が「部落差別の現状・到達点と解決の道筋・展望」を明らかにしていないことが原因と思われる結果もあります。

昨年度の回答では、部落差別に関する事案として、「令和元年度」では、「誹謗中傷発言事案が1件」とされていますが、個別対応で十分可能です。「同和施策」を継続する必然性もありません。「人権・同和施策」を廃止すること。

- ④ 「意識調査」では、一般的な行政用語を使わず、「被差別部落」「差別を受けてきた地域」等を使用されているが、現在、どのような「差別を受けている」のか明らかにすること。

昨年度の回答では、「『差別を受けなければならない地域や人は、どこにも存在しません。』という内容につきましても、…啓発してまいります。」とされていますが、「意識調査」ではその回答と異なる設問が設定されています。理由を明らかにすること。

- (4) 2002年の「同和に関する法律」<「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(「地対財特法」)>の終了を踏まえ、「同和地区(被差別部落)」や「同和地区(被差別部落)住民や出身者」が存在しないことを積極的に広報されたい。

- (5) 「同和地域」の線引きを残し部落問題解決に逆行する、市単独費用で実施されている社会事業である「解放学級」を廃止すること。

- ① 昨年度の回答では、「現在も部落差別は存在する」実態として、「インターネット上において、特定の地区名に対する差別書き込みなど深刻化している状況にあります。」とされていますが、その事実を具体的にあげること。毎年、公表されている法務省の「『人権侵犯事件』の状況について(概要)」とは、現状認識が異なります。異なる具体的な実態をあげること。

- ② 解放学級が目指している「差別に負けない力」とは、「差別を受けなければならない地域はどこにもないこと」「差別はされる側の責任でなく、する側にこそ問題があること」は、どこの地域でも同じではありませんか。市の単費約130万円を使い、小4、中4の8地域のみ実施している理由を明らかにすること。

約130万円の内、約90万が「地域指導者謝金」として使われており、その実態が不明朗であることが昨年度の懇談で明らかになりましたので、廃止すること。

また、解放学級に関する次の資料を提出すること。

○「解放学級事業実績報告書」「活動日誌」 ○「運営委員会」の構成と役職、部落解放同盟の参加の有無 ○生徒募集資料 ○謝金対象者の重複度とその確認方法、指導内容○教職員の勤務形態「専免」の実態と確認

- (6) 12月の人権旬間に行われている「三田市人権と共生社会を考える市民のつどい」について

①教員と市職員の参加に係わる「通知」を明らかにされたい。

②そのプログラムにおいて、各種の表彰や人権作文発表などと「人権講演」とは分離すること。

これまでの内容が、「市民の差別意識」問題に偏っており、参加が「自由意志」なのに強制になっている。

(7) 策定が進められている「三田市人と人との共生条例」の「立法事実」を明らかにされたい。

「意識調査」では「立法事実」がないことが明白であり、地方自治法の「条例制定をする時の留意事項」を踏まえ、「条例制定」以外に方法がないか検討すること。

(8) 民間組織である「三田市人権を考える会」の事務局を人権推進課の職員が担当することをやめること。また、約470万円の「補助」でなく丸が抱えの「運営資金」の提供を廃止すること。

①昨年度の回答では、「三田市人権を考える会」についてオンブズパーソンの調査結果（「公私協同時代における職員の職務専念義務のあり方」の調査に対して「地方公務員法第35条に規定する職務専念義務に反するのではないかという疑義」）をあげられ、「見直しの対象に該当しない旨の見解が示された」とされているが、人権推進課職員の「職免」の実態と確認方法を明らかにすること。

②また、昨年度の回答では、「当該団体の業務の全部が三田市と協同して行う業務であり、その三田市の分担している部分が三田市が行う業務と判断できる。」ことも「見直しの対象に該当しない旨の見解が示された」とされているが、これでは民間組織とは言えないではないのか。三田市が業務を行えば良いではないか。それなら約470万円が削減できるのではないのか。

また、三田市では、既述のような民間組織が他ににあるのか。

以上